

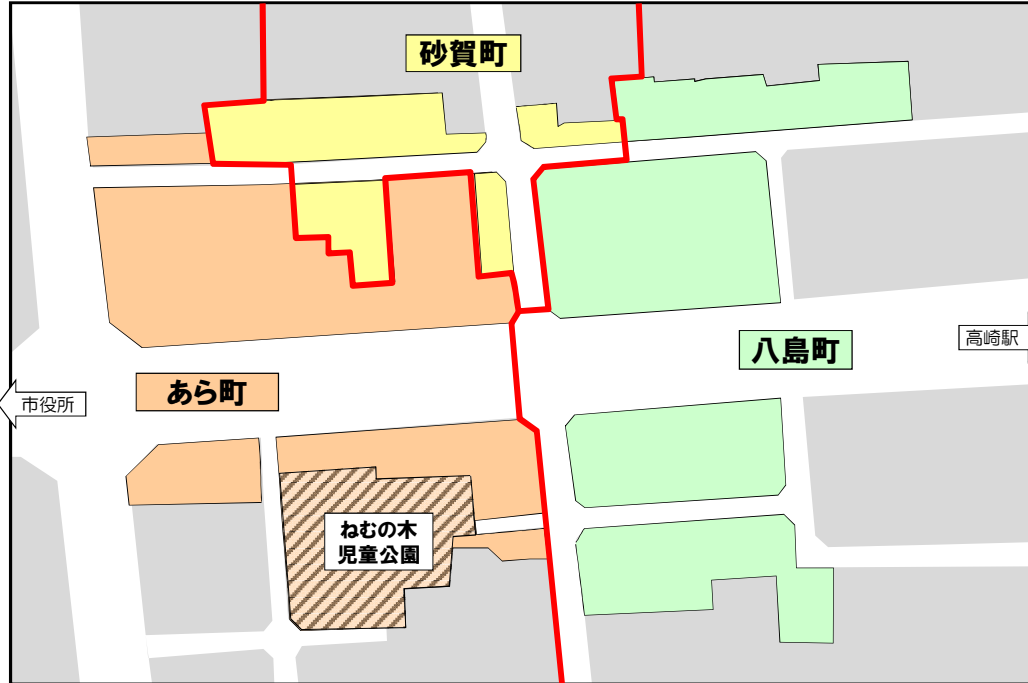
2月23日から新しい地番（番地）になります。

西口線周辺土地区画整理事業は平成3年9月10日から事業を開始し、皆様のご協力によりまして工事も完成し、事業の収束に向かって事務的な整理をしているところです。

この度関係権利者に対し換地処分の通知を行い、換地処分の公告日が平成25年2月22日と決定されました。

公告をいたしますと翌日(2月23日)から町界が変更され、また区画整理地区内においては、すべての土地が、新地番(新住所)を使用することになりますので、1日も早く慣れていただくよう、みなさんのご協力をお願いいたします。実施にあたっては、皆さんに知っていただきたいこと、また必要な手続きについてお知らせします。

新町界・地番案内図



市役所の公簿・台帳等の住所の変更

市役所の住民基本台帳、印鑑登録票等の諸公簿や、国・県等の関係官庁にある公簿は各機関で変更されますが、次の場合は本人の申請によらなければなりません。

①戸籍の本籍

変更は不要です。

今回地番が変更される場所に本籍を置いている方については、本人からの申出書の提出により更正されます。

②法人登記(代表取締役の方の住所変更も含まれます)

本店(主たる事務所) 2週間以内に法務局へ変更登記申請をすることになっています。

支店(主たる事務所) 3週間以内に法務局へ変更登記申請をすることになっています。

③不動産登記(土地、建物)

不動産の表示は職権で更正されますが、所有者の住所は変更登記をしなければなりません。これは必要の生じたときで結構です。

法務局・市役所が変更手続きをするもの

公簿名	更正欄	説明
住民基本台帳	住所欄	市役所で新しい住所に書きかえます。
印鑑登録票		
選挙人名簿		
国民健康保険台帳		
国民年金被保険者名簿		
土地登記簿	表題部の所在欄	前橋地方法務局高崎支局で書きかえます。ただし、所有名義人などの住所は本人の申請があるまでは変わりません。
建物登記簿		

みなさんがご自分で地番(番地)変更の手続きをさせていただくもの

件名 (こういことは)	該当者 (誰が)	申請・届出先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)	
換地処分公告後、数ヶ月間は土地区画整理により登記閉鎖となりますので、 不動産登記の変更手続きは登記事務停止解除後にお願いたします。					
不動産登記	土地・建物所有者の表示(住所)変更登記	土地・建物の所有者	前橋地方務局 高崎支局 (027-322-6315)	期限はありませんが売買等に必要となりますので、書きかえ手続きを完了しておいた方がよろしいかと思われます。	変更証明書・印鑑・登記申請書・(委任する場合は委任状)
	抵当権者などの表示(住所)変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方			
商業・法人登記	会社などの法人登記及び商業登記の表示(住所)変更と代表者の住所変更	法人の代表者	前橋地方務局 本局 (027-221-4466)	本店については実施後2週間以内に、支店については3週間以内に変更手続きをしてください。	変更証明書・印鑑・登記申請書・(委任する場合は委任状)
免許等	自動車運転免許証の住所及び本籍変更	左記の免許証をお持ちの方	高崎交通安全協会 (027-361-1101) 群馬県総合交通センター (027-253-9300)	すみやかに変更の手続きをしてください。	変更証明書・免許証 (本籍を変更する方は本籍記載の住民票が必要になります。)
	パスポート	パスポートをお持ちの方		最終ページの住所欄をご自分で訂正してください。	
車検証等	自動車検査証等の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	関東運輸局 群馬運輸支局 (050-5540-2021)	お立ち寄りの際に変更の手続きをしてください。	変更証明書・印鑑・車検証
	軽自動車検査証等の住所変更	軽自動車(軽四輪・軽三輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会 群馬事務所 (027-261-4621)	お立ち寄りの際に変更の手続きをしてください。	変更証明書・印鑑・車検証
保健所関係	小児慢性特定疾患医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	高崎市保健所 保健予防課 (027-381-6112)	すみやかに変更の手続きをしてください。	小児慢性特定疾患医療受給者証 特定疾患医療給付受給者証・住民票または住所変更手続済の自動車運転免許証など・印鑑 肝炎治療受給者証・住民票または住所変更手続済の自動車運転免許証など・印鑑
	特定疾患医療給付受給者証				
	肝炎治療受給者証				
	予防接種通知書(予診票)	左記の通知書をお持ちの方		住所欄をご自分で訂正してください。	
病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、登録衛生検査所の所在地変更、または開設者、管理者の住所変更	左記の病院等の開設者	高崎市保健所 保健医療総務課 (027-381-6111)	実施後10日以内(登録衛生検査所は30日以内)に変更の手続きをしてください。	変更証明書、印鑑、変更届	
医療法人の所在地変更、定款変更及び理事長の住所変更	医療法人及び理事長		ご相談ください。		
市役所関係	住民基本台帳カード 在留カード 特別永住者証明書	左記のカードをお持ちの方	市役所市民課 (027-321-1232)	期限はありませんがなるべく早めにカード記載の住所を書き換えてください。	住民基本台帳カード 在留カード 特別永住者証明書
	年金受給者の住所変更	国民年金または厚生年金を受給中の方(共済組合を除く)	市役所保険年金課 (027-321-1238) 高崎年金事務所 (027-322-4299)	住所変更のハガキを日本年金機構へ、お早めに提出してください。ただし、日本年金機構に住民票コードが登録されている方は、届出は原則不要になります。共済組合については、各共済組合へお問い合わせください。	住所変更届のハガキは、市役所または高崎年金事務所にあります。
	介護保険被保険者証	被保険者	市役所介護保険課 (027-321-1219)	すみやかに変更の手続きをしてください。	介護保険被保険者証
	身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方	市役所障害福祉課 (027-321-1245)	すみやかに変更の手続きをしてください。	身体障害者手帳・印鑑
図書利用券	左記のカードをお持ちの方	中央図書館 (027-322-7919) 及び最寄りの図書館	来館の際、変更手続きをしてください。	図書利用券・変更証明書・本人確認できるもの(免許証・保険証・学生証など)	
理容師、美容師の免許証の住所変更	左記の免許証をお持ちの方	(財)理容師美容師試験研修センター (03-5579-0911)	すみやかに変更の手続きをしてください。	免許証、その他センターに確認	
社会保険証等	左記の証書をお持ちの方	それぞれの所属する機関で変更の手続きをしてください。			
各種免許証、資格、許可、認可証等の住所変更	各種の法律、条例等に基づく各種免許証、資格、許可、認可証等の所有者	法律、条例等の定めるところによります。	法律、条例等に定める期限内	法律、条例等に定める必要書類	
各種有価証券の住所変更	預金通帳、株券、社債等の各種有価証券の所有者	各規約等に定めるところによります。	各規約等に定める期限内	各規約等に定める必要書類	
会社や学校(義務教育を除く)その他、地番(番地)変更手続きの必要なものはすみやかに済ませてください。 電気、電話、ガス等はそれぞれの機関にお問い合わせください。					

その他の手続き(皆様の手続きは不要です。)

件名	問い合わせ先	摘要
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証	市役所保険年金課 (027-321-1235)	新しい被保険者証などを郵送いたしますので、手続きは不要です。
国民健康保険限度額適用認定証	市役所保険年金課 (027-321-1236)	
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 福祉医療費受給資格者証 高齢者医療費受給資格者証	市役所保険年金課 (027-321-1237)	

※変更証明書は区画整理課換地担当で無料発行します。

地番変更についてのお問い合わせは・・・ 高崎市役所区画整理課 換地担当

電話 027-321-1275 (区画整理課 直通)